運航基準高度化企画調整官は、航空機の航行の安全の確保に関する基準の高度化に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（交通管制部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

航空事業安全推進官は、航空運送事業及び航空機使用事業に係る航空機の航行の安全の確保に関する政策の企画及び立案並びに推進並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

運航審査官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一　機長の認定及び査察操縦士の指名に係る審査に関すること。

二　航空機の航行の安全の確保に係る外国航空機及び航空運送事業の用に供する航空機の監督に関すること。

運航審査官のうちから国土交通大臣が指名する者を首席運航審査官とする。

首席運航審査官は、運航審査官の所掌に属する事務を統括する。

外国航空機安全対策官は、外国航空機（航空法第八十七条第一項に規定する航空機を除く。）の航行の安全の確保に係る企画及び立案並びに国際機関、外国の行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（運航基準高度化企画調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

小型航空機安全対策官は、小型航空機の航行の安全の確保に係る企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（無人航空機安全課並びに運航基準高度化企画調整官及び外国航空機安全対策官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

航空機検査官は、命を受けて、航空機及びその装備品に係る検査（これらの整備、改造又は検査に関する認定のための検査を含む。）の実施に関する事務（航空機安全課及び整備審査官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

航空機検査官のうちから国土交通大臣が指名する者を首席航空機検査官とする。

首席航空機検査官は、航空機検査官の所掌に属する事務を統括する。

整備審査官は、命を受けて、航空機に係る整備規程の認可に係る審査その他航空機及びその装備品の整備に係る審査、検査及び指導に関する事務を分掌する。

整備審査官のうちから国土交通大臣が指名する者を首席整備審査官とする。

首席整備審査官は、整備審査官の所掌に属する事務を統括する。

養成企画調整官は、航空機に係る航空従事者の養成の促進に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

航空従事者試験官は、命を受けて、次に掲げる事務（無人航空機安全課の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

一　航空従事者に関する技能証明、航空英語能力証明、計器飛行証明及び操縦教育証明に係る試験の試験問題の作成及び試験の実施に関すること。

二　運航管理者の技能検定に係る試験の試験問題の作成及び試験の実施に関すること。

三　指定航空従事者養成施設の技能審査員の認定に係る試験の試験問題の作成及び試験の実施に関すること。

四　指定航空英語能力判定航空運送事業者の能力判定員の認定に係る試験の試験問題の作成及び試験の実施に関すること。

五　指定運航管理者養成施設の技能審査員の認定に係る試験の試験問題の作成及び試験の実施に関すること。

航空従事者試験官のうちから国土交通大臣が指名する者を首席航空従事者試験官とする。

首席航空従事者試験官は、航空従事者試験官の所掌に属する事務を統括する。

29～34　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

8～13　（略）